

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

胴ベルト型安全帯で墜落！
宙づりになった場合の延命措置

みなとみらい労働法務事務所 所長 菊一 功

特集Ⅱ

「ストレス対処力」を高める方法

順天堂大学 教授 浦川 加代子

ニュース

学科教育を合計6時間に
厚労省 足場関連の特別教育で通達

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2233

2015

5 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 北海道会
モモ社労士事務所

所長 澤田 めぐみ

第194回

交通事故後、1カ月近く経って精神疾患に

■ 災害のあらまし ■

社会福祉法人が経営するA障害者支援事業所に勤務するBは、外勤業務を終え、事業所に戻る途中、相手側に一時停止の標識のある十字路交差点で、相手車が一時停止をせずに交差点に進入したため、Bの運転する車と衝突し、車は大破、Bは全身打撲で救急車で病院に搬送された。

幸い脳の障害や骨折などには至らなかったが、頸椎・腰椎捻挫および胸部などの打撲により通院治療を行うこととなった。事故後10日程経過した頃、不安、抑うつ気分などの症状を感じ始め、次第に普段の生活ができないほど症状が酷くなった。事故日から27日経過後に精神科病院を受診したところ、交通事故による精神疾患（傷病名「不安抑うつ状態」）と診断された。

■ 判断 ■

業務遂行中の負傷が業務災害として認められるためには、業務に伴う危険が現実化して生じた災害による負傷でなければならない。本件の場合、「業務に伴う危険が現実化したもの」であるので、交通事故によって受傷した捻挫・打撲の負傷は業務災害として当然に認められた。さらに精神疾患についても、業務中の交通事故と相当因果関係ありと判断され、業務による疾病と認められた。

■ 解説 ■

業務上の疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という）およびこれに基づく告示で一定の疾病を例示しており、一定の職業に従事する労働者に当該種類の疾病が発生した場合には、一応業務との因果関係を推定し、当

該疾病を発生させるに足る作業内容、作業環境条件などが認められる場合には、労働者保護の見地から反証のない限り業務上として取り扱われるが、「心理的負荷による精神障害」に関しては、平成22年5月7日付で別表第1の2に第9号として追加されるまでは具体的には定められていなかった。そのため、業務上の精神障害については、平成11年9月14日付の労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に基づいて労災認定されていた。その後、より迅速な判断ができるようにとさらに分かりやすい基準として、平成23年12月26日付厚生労働省通達「心理的負荷による精神障害の認定基準」（以下「認定基準という」）が定められ、現在はこの認定基準に基づいて業務上の精神障害を認定しており、精神障害が業務上の疾病として認定されるためには、認定基準に示されている次の要件を満たさなければならない。

(1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること。

(2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。

(3) 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと。

以上のことを踏まえ、今回のケース（業務上における交通事故から27日経過後に受診した精神疾患）を認定基準に当てはめて考えてみる。

(1) 認定基準の第1項では「対象疾病（本基準で対象とする疾病）のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主としてICD-10（国際疾病分類第10回修正版）のF2からF4に分類される精神障害である」とされている。今回



のような交通事故による急性ストレス反応は、ICD-10では「ストレス因により引き起こされる情緒面や行動面の症状で、社会的機能が著しく障害されている状態」と定義され、F4に分類されていることから、認定基準の対象となる精神障害に含まれる。

(2) 交通事故から1カ月以内の発病であることから、発病までの期間は十分に満たしている。また、本事案の交通事故の程度は、認定基準の「心理的負荷評価表」の「具体的出来事」に【「強」になる例】として記述されている「本人の負傷の程度は軽度・無傷であったが、自らの死を予感させる程度の事故等を体験した」以上に該当し「強」と評価することができる。

(3) 給付調査官が主治医の意見聴取および被災者面談を行い、交通事故以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないことが確認された。

以上の考察から、本事案における交通事故と精神疾患とに労災として認定できるほどの相当因果関係があると判断され、当該精神疾患が「業務に起因することが明らかな疾病」として労災認定されたものと考えられる。